

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和8年5月1日
事業者の氏名又は名称	日本郵便輸送株式会社(法人番号9010401080499)(代表者 中島直樹)
事業者の所在地	東京都港区西新橋1-16-2
営業所の名称	高松営業所
営業所の所在地	香川県高松市勅使町748-1
行政処分等の内容	文書警告
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法第15条第4項
違反行為の概要	<p>令和7年12月17日、令和8年2月25日及び同年4月7日に、日本郵便輸送株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施したところ、1件の違反が確認された。</p> <p>(1)運転者等に対する点呼の実施が不適切であったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項、第2項、第3項)</p>
当該違反点数(営業所)	0点
違反点数(事業者)	0点

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和8年5月11日
事業者の氏名又は名称	株式会社藤サービス運輸(法人番号3480001005872)(代表者 近藤高志)
事業者の所在地	徳島県板野郡北島町鯛浜字川久保47番地の3
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	徳島県板野郡北島町鯛浜字川久保47番地の3
行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(110日車)及び文書警告
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法第15条第4項
違反行為の概要	<p>令和7年8月8日に、利用者等からの苦情等を端緒として監査を実施したところ、6件の違反が確認された。</p> <p>(1)運転者等に対する点呼が確実になされていなかったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項、第3項)</p> <p>(2)運転者等に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(安全規則第7条第5項)</p> <p>(3)運転者等の業務について定められた事項の記録が不適切であったこと(安全規則第8条)</p> <p>(4)運行記録計による記録が確実になされていなかったこと(安全規則第9条)</p> <p>(5)運転者等台帳の作成が確実になされていなかったこと(安全規則第9条の5第1項)</p> <p>(6)運転者等台帳について定められた事項の記録が不適切であったこと(安全規則第9条の5第1項)</p>
当該違反点数(営業所)	11点
違反点数(事業者)	11点

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和8年5月15日
事業者の氏名又は名称	ハコ一運送有限会社(法人番号2480002007448)(代表者 脇川利晴)
事業者の所在地	徳島県徳島市佐古六番町8番12号
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	徳島県徳島市佐古六番町8番12号
行政処分等の内容	事業の停止(30日間)、輸送施設の使用停止(160日車)及び文書警告
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第8条第1項(法第9条第1項適用)、法第17条第1項第2号、同条第4項、法第27条第1項、法第60条第1項
違反行為の概要	<p>令和6年2月15日、同年2月21日及び令和8年2月5日に、公安委員会からの通報を端緒として監査を実施したところ、12件の違反が確認された。</p> <p>(1)営業所に配置する車両数等の変更の認可を受けていなかったこと(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第3号) (2)事業用自動車の定期点検整備等を実施していなかったこと(道路運送車両法(以下「車両法」)第48条) (3)事業用自動車の定期点検整備の記録の記載が不適切であったこと(車両法第49条) (4)運転者等に対する点呼の実施が不適切であったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項、第3項) (5)アルコール検知器を備えていなかったこと(安全規則第7条第4項) (6)運転者等に対する点呼の記録に不実記載を行っていたこと(安全規則第7条第5項) (7)運転者等台帳について定められた事項の記録が不適切であったこと(安全規則第9条の5第1項) (8)事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転者に対する指導監督が不適切であったこと(安全規則第10条第1項) (9)高齢運転者に対して事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項についての特別な指導が不適切であったこと(安全規則第10条第2項) (10)高齢運転者に対して法令で定められた適性診断を受診させていなかったこと(安全規則第10条第2項) (11)名義貸しを行っていたこと(法第27条第1項) (12)事業報告書及び事業実績報告書の提出をしていなかったこと(法第60条第1項)</p>
当該違反点数(営業所)	46点
違反点数(事業者)	46点

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

※ 令和7年3月31日以前の違反行為については、法改正前の違反の条項を記載しています。